

**令和4年度 第2回
杉並区国民健康保険事業
の運営に関する協議会**

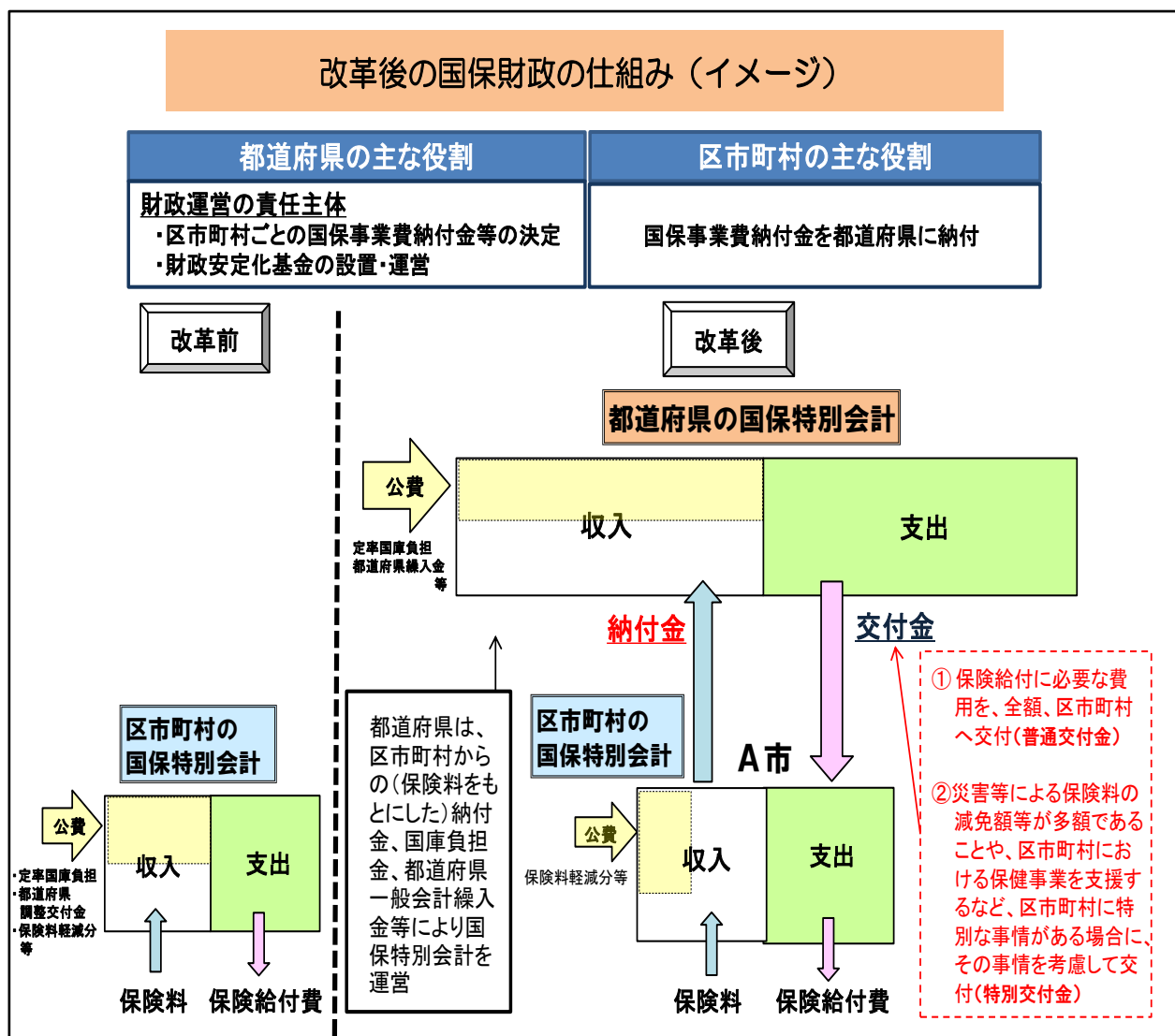
資 料

**令和5年2月27日
杉並区保健福祉部国保年金課**

国民健康保険制度改革（平成30年4月）の概要

国は、将来にわたって国民健康保険制度（以下「国保制度」という。）を維持するため、新たに東京都が財政運営の責任主体となる国保制度改革を平成30年4月に実施しました。

都は、この改革により「国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）及び標準保険料率」を決定・通知することになりました。区は、都が定めた標準保険料率を参考に、保険料率等を定め賦課・徴収するとともに、納付金を都に納付する仕組みに変わりました。



I 令和5年度 杉並区国民健康保険料率等の算定

(条例第14条の4、第14条の12、第14条の16、第15条の4 関係)

1 令和5年度 特別区国民健康保険基準料率等の設定について

特別区は、令和5年1月に国の確定係数に基き都が示した納付金等を参考にして、令和5年度特別区国民健康保険基準保険料率を算定し、特別区長会総会において決定します。

国保制度改革に伴う特別区への対応方針（平成29年11月14日区長会総会）

将来的な方向性〔都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は削減〕に沿って段階的に移行すべく23区統一基準で対応する。

ただし、この基準を参考に各区独自に対応することも可。

(1) 令和5年度基準保険料率算定における基本的な考え方

特別区では、保険料で賄う経費として、都が示す納付金と、保険料の対象となる経費（葬祭諸費、出産諸費及び保健事業等）を合わせて賦課総額としています。

しかし、コロナ禍の影響等納付金が増大する中、賦課総額を抑制する観点から、以下の2点の負担抑制策を講じています。

① 激変緩和措置

国保制度改革における保険料の急激な上昇を抑えるため、令和5年度までの6年間激変緩和措置を講じています。令和5年度保険料では、納付金を98.6%に抑制することとしていましたが、コロナ禍の影響等を踏まえて、昨年度と同様97.3%の抑制としました。

② 単年度負担抑制策

新型コロナウイルス感染症に係る医療費の増による納付金の増分を保険料に転嫁しないよう納付金（医療分）を90.3%に抑制しました。

これらにより、全体としての納付金を92.4%相当に抑制し保険料を算定しました。

※2 賦課総額の基本的な考え方 参考資料1

※3 激変緩和措置期間 参考資料2

<令和5年度特別区の納付金額 一般分>

単位:千円

特別区	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	計
納付金算定額	199,134,144	61,856,929	24,678,985	285,670,058
激変緩和率	90.3%	97.3%	97.3%	92.4%相当
激変緩和後額	179,877,872	60,186,792	24,012,652	264,077,316

2 保険料の賦課限度額

(1) 賦課限度額

国民健康保険法施行令の改定に伴い、医療分の賦課限度額は 65 万円（前年度と同額）、支援金分は 22 万円（前年度比 2 万円増）、介護分は 17 万円（前年度と同額）とします。

3 令和 5 年度の杉並区保険料率

国の制度改革及び令和 5 年度特別区国民健康保険料算定の考え方を踏まえて、区の令和 5 年度保険料率等を算定した結果、以下のとおりとなりました。

医療分

- 賦課割合 所得割：均等割 = 54：46（前年度 61：39）
- 賦課限度額 65 万円（前年度と同額）
- 均等割額 45,000 円（前年度 42,100 円 2,900 円増）
- 所得割料率 7.17%（前年度 7.16 0.01 ポイントの増）

支援金分

- 賦課割合 所得割：均等割 = 60：40（前年度 61：39）
- 賦課限度額 22 万円（前年度 20 万円 2 万円増）
- 均等割額 15,100 円（前年 13,200 円 1,900 円増）
- 所得割料率 2.42%（前年度 2.28% 0.14 ポイントの増）

介護分

- 賦課割合 所得割：均等割 = 59：41（前年度 58：42）
- 賦課限度額 17 万円（前年度と同じ）
- 均等割額 16,200 円（前年度比 400 円減）
-
- 所得割料率 ※各区で設定 杉並区 2.20%（前年度と同じ）

4 保険料率等の算定にかかる参考資料

- 特別区国保における保険料率等の推移
参考資料 3
- 令和 5 年度 保険料賦課の内容と賦課計算の概要
参考資料 4
- 杉並区国民健康保険被保険者数の推移
参考資料 5

II 保険料の軽減に係る条例改正（条例第18条の2関係）

(1) 国民健康保険法施行令の改正に伴い、減額の対象となる所得の判定基準額について、それぞれ次のとおり引き上げます。

- 5割軽減の対象世帯 現行：28万5,000円 ➡ 改正後：29万円（5,000円増）
- 2割軽減の対象世帯 現行：52万円 ➡ 改正後：53万5,000円（15,000円増）

(2) 減額する均等割額について、それぞれ次のとおり改めます。

区分		令和5年度(案)	令和4年度	増減
基礎賦課額に係る 被保険者均等割額の軽減額 (被保険者一人につき)	7割	31,500円	29,470円	2,030円
	5割	22,500円	21,050円	1,450円
	2割	9,000円	8,420円	580円
後期高齢者支援金等賦課額に係る被 保険者均等割額の軽減額 (被保険者一人につき)	7割	10,570円	9,240円	1,330円
	5割	7,550円	6,600円	950円
	2割	3,020円	2,640円	380円
介護納付金賦課額に係る 被保険者均等割額の軽減額 (被保険者一人につき)	7割	11,340円	11,620円	-280円
	5割	8,100円	8,300円	-200円
	2割	3,240円	3,320円	-80円

III 未就学児の被保険者等均等割額の減額に係る条例改正（条例第18条の3関係）

基礎賦課分及び後期高齢者支援金等の均等割額の変更に伴い改正する。

区分		令和5年度(案)	令和4年度	増減
基礎賦課額に係る 被保険者均等割額の 未就学児1人について 定める額	ア	6,750円	6,315円	435円
	イ	11,250円	10,525円	725円
	ウ	18,000円	16,840円	1,160円
	エ	22,500円	21,050円	1,450円
後期高齢者支援金等賦課額に係る 被保険者均等割額の 未就学児1人について 定める額	ア	2,265円	1,980円	285円
	イ	3,775円	3,300円	475円
	ウ	6,040円	5,280円	760円
	エ	7,550円	6,600円	950円

IV 出産育児一時金に係る条例改正（条例第9条関係）

支給額を次のとおり引き上げる。

- 現行：42万円 ➡ 改正後：50万円（8万円増）

V 雇用保険法施行規則の一部改正に伴う条例改正（条例第24条の3関係）

特例対象被保険者等に係る届出に関する規定に、雇用保険法施行規則の一部改正に伴い、条例第24条の3第2項を次のように改正する。

改正前	前項の届書の提出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項に規定する雇用保険受給者証の提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。
改正後	前項の届書の提出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項に規定する雇用保険受給者証又は同規則第19条第3項の雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

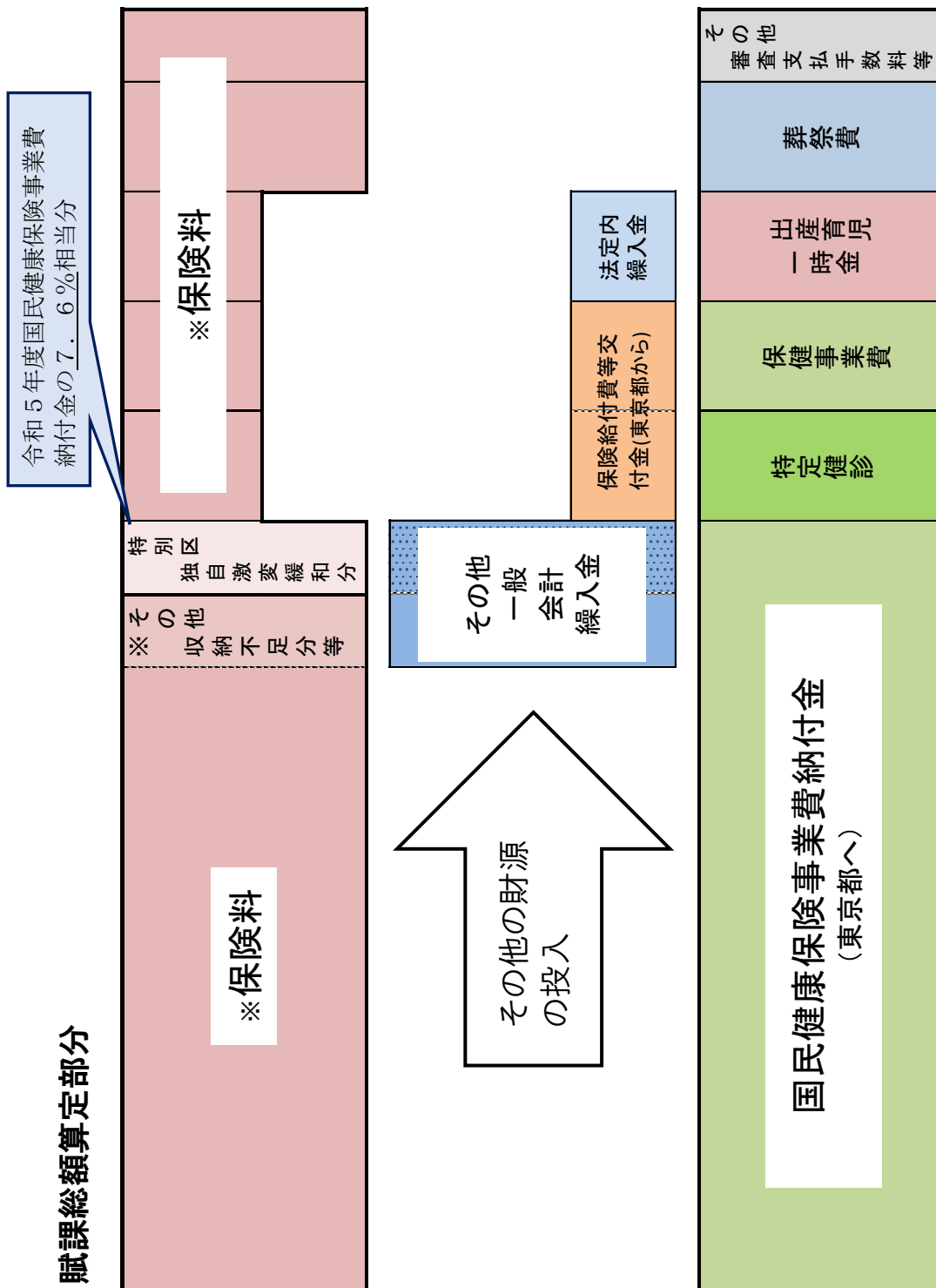
VI 新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の特例を定める規定の一部改正に伴う条例改正（附則第12条関係）

新型コロナウイルス感染症に係る令和4年度相当分の保険料の減免の特例を定める規定の一部改正を行うため、条例の附則第12条第1項を次のように改正する。

改正前	第24条第1項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合であつて、必要があると認めるときは、当該納付義務者に対し、保険料（令和元年度分から令和4年度分までの保険料であつて、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の方法によつて徴収する保険料にあつては、当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）を減免することができる。＜以下省略＞
改正後	第24条第1項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合であつて、必要があると認めるときは、当該納付義務者に対し、保険料（令和元年度分から令和4年度分までの保険料であつて、令和2年2月1日から令和6年3月31日までの間に納期限（特別徴収の方法によつて徴収する保険料にあつては、当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）を減免することができる。＜以下省略＞

賦課総額の基本的な考え方（令和5年度 イメージ図）

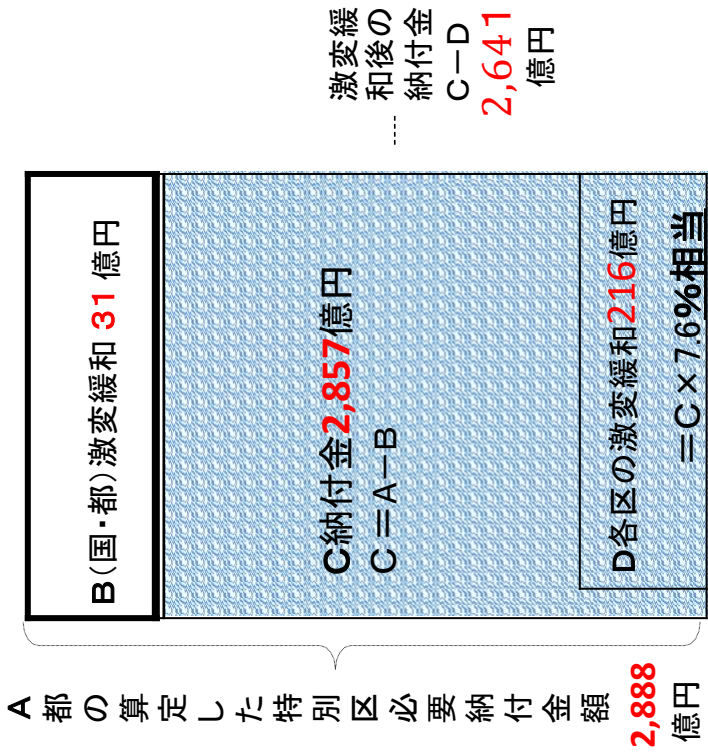
※ 賦課総額算定部分



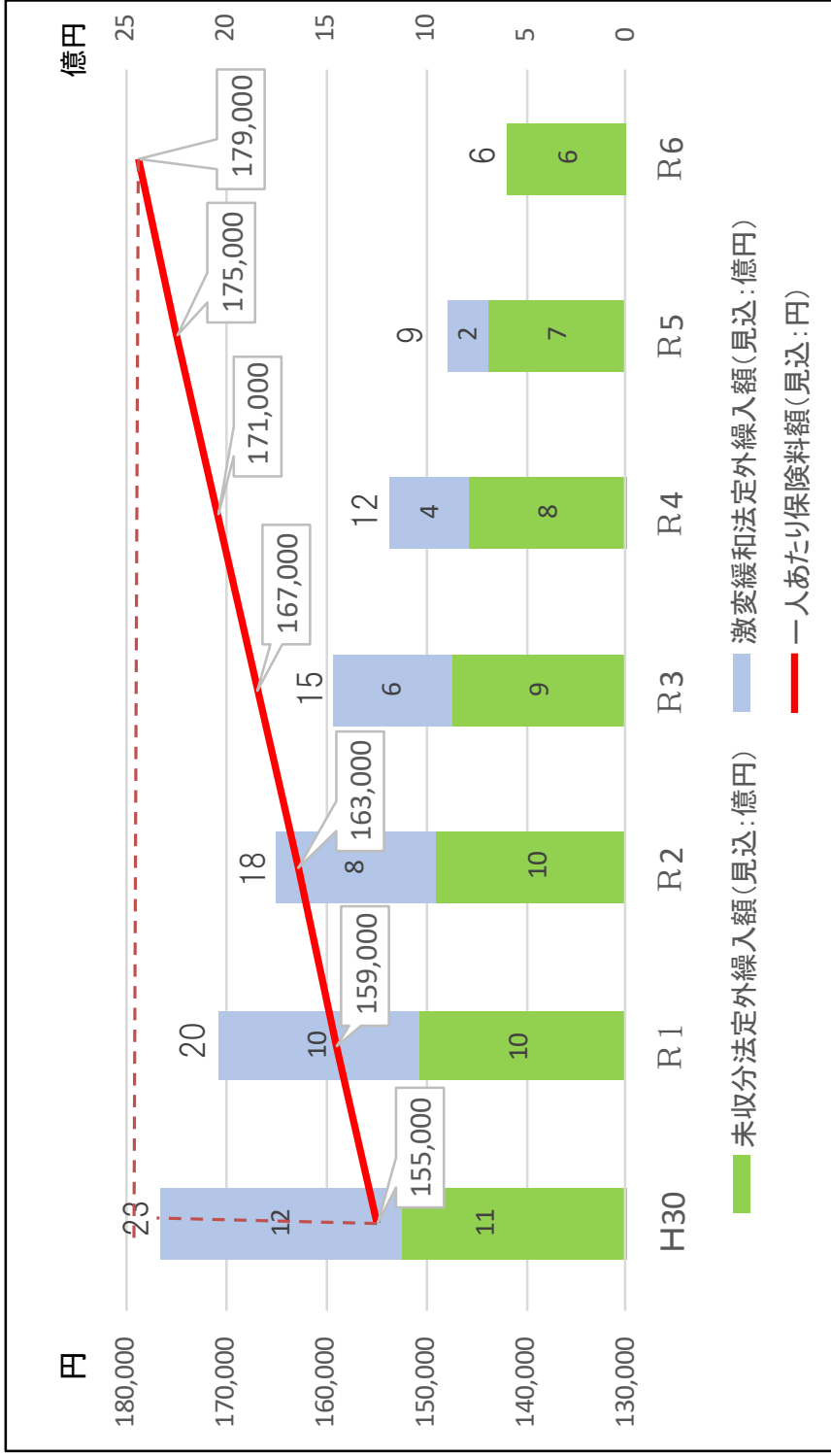
激変緩和措置期間

- ・令和5年度に23区が東京都に支払う納付金に対し、国と都の激変緩和として、合わせて約**31**億円が投入される。
- ・保険料率の設定と、法定外繰入(特別区激変緩和分+未収分)は密接に関連する。このため、医療費増分(激変緩和分含む)は、段階的に保険料率等を上げていくことで、法定外繰入を縮減するとともに、収納率が100%に満たない未収分の法定外繰入は、引き続き収納率向上の取組みを強化し、縮減していく必要がある。

<令和5年度特別区に対する激変緩和>



<激変緩和と法定外繰入縮減イメージ図>




特別区国保における保険料率等の推移

区分		令和5年度 (案)	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
医療分・ 支援金分	賦課割合 (所得割:均等割)	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42
	所得割率※	9.59%	9.44%	9.54%	9.43%	9.49%
	医療分	7.17%	7.16%	7.13%	7.14%	7.25%
	支援金分	2.42%	2.28%	2.41%	2.29%	2.24%
	均等割額	60,100円	55,300円	52,000円	52,800円	52,200円
	医療分	45,000円	42,100円	38,800円	39,900円	39,900円
	支援金分	15,100円	13,200円	13,200円	12,900円	12,300円
	賦課限度額	87万円	85万円	82万円	82万円	80万円
	医療分	65万円	65万円	63万円	63万円	61万円
	支援金分	22万円	20万円	19万円	19万円	19万円
1人当たりの保険料 (減額措置適用後)	143,363円	131,813円	124,989円	126,202円	125,174円	
医療分	107,348円	100,322円	93,389円	95,473円	95,640円	
支援金分	36,015円	31,491円	31,600円	30,729円	29,534円	
介護分	賦課割合 (所得割:均等割)	58:42	58:42	58:42	57:43	54:46
	所得割率※	2.20% (杉並区)	2.20% (杉並区)	2.20% (杉並区)	2.09% (杉並区)	1.78% (杉並区)
	均等割額	16,200円	16,600円	17,000円	15,600円	15,600円
	賦課限度額	17万円	17万円	17万円	17万円	16万円
1人当たりの保険料 (減額措置適用後)	38,808円	39,567円	40,879円	35,950円	33,550円	
合計	所得割率※	11.79%	11.64%	11.74%	11.52%	11.27%
	均等割額	76,300円	71,900円	69,000円	68,400円	67,800円
	賦課限度額	104万円	102万円	99万円	99万円	96万円
	1人当たりの保険料 (減額措置適用後)	182,171円	171,380円	165,868円	162,152円	158,724円

※ 所得割率は、「旧ただし書き所得」に対する料率である。

令和5年度 保険料賦課の内容と賦課計算の概要

保険料は、年齢に応じて以下の計算式で加入者ごとに（計算式の組合せによって）計算し世帯ごとに決定されます。




【介護保険対象外】

$$= \boxed{\text{A 医療分}} + \boxed{\text{B 支援金分}}$$

(医療賦課額) (後期高齢者支援金等賦課額)

40歳未満の方の国民健康保険料




【介護保険第2号被保険者に該当】

$$= \boxed{\text{A 医療分}} + \boxed{\text{B 支援金分}} + \boxed{\text{C 介護分}}$$

(介護納付金賦課額)

40歳～64歳の方の国民健康保険料



【介護保険第1号被保険者に該当】

$$= \boxed{\text{A 医療分}} + \boxed{\text{B 支援金分}} + \left(\boxed{\text{介護保険料}} \right)$$

(介護保険課から通知)

65歳以上の方の国民健康保険料

A 医療分

$$\text{国保加入者ごとの保険料} = \left[\text{①所得割額} + \text{②均等割額} \right] \times \frac{\text{加入月数}}{12 \text{ か月}}$$

$$\text{①所得割額} = \frac{\text{国保加入者の 賦課標準額 (注1)}}{\text{国保加入者の所得に応じてかかる}} \times \left[\text{所得割料率 } 7.17\% \right]$$

【R4年度は7.16%】

(注1) 賦課標準額＝「旧ただし書き所得」＝「前年の総所得金額等」－「基礎控除額(43万円)」

$$\text{②均等割額} = \left[\begin{array}{l} \text{一人 年間 45,000 円} \\ \text{〈未就学児は半額〉} \\ \text{【R4年度は 42,100 円】} \end{array} \right]$$

所得、年齢に関係なく、国保加入者全員にかかる

国保加入者ごとの医療分保険料を合計 → 世帯の医療分保険料・・・(A)

*世帯の賦課限度額は65万円【R4年度も同額】

B 支援金分

$$\text{国保加入者ごとの保険料} = [\text{①所得割額} + \text{②均等割額}] \times \frac{\text{加入月数}}{12 \text{ か月}}$$

①所得割額 国保加入者の所得に応じてかかる	=	国保加入者の 賦課標準額	×	所得割料率 2.42% 【R4年度は2.28%】
--------------------------	---	-----------------	---	-----------------------------

②均等割額 所得、年齢に関係なく、 国保加入者全員にかかる	=	一人 年間 15,100 円 〈未就学児は半額〉 【R4年度は13,200円】
-------------------------------------	---	---

国保加入者ごとの支援金分保険料を合計 → 世帯の支援金分保険料・・・(B)

* 世帯の賦課限度額は 22 万円【R4年度は20万円】

C 介護分 (40歳から64歳の方の介護保険料 介護保険第2号被保険者)

$$\text{国保加入者ごとの保険料} = [\text{①所得割額} + \text{②均等割額}] \times \frac{\text{加入月数}}{12 \text{ か月}}$$

①所得割額 国保加入者のうち介護保険第2号 被保険者の所得に応じてかかる	=	国保加入者のうち介護保険 第2号被保険者の賦課標準額	×	所得割料率 2.20% 【R4年度と同じ】
--	---	-------------------------------	---	--------------------------

②均等割額 所得に関係なく、国保加入者のうち 介護保険第2号被保険者全員にかかる	=	一人 年間 16,200 円 【R4年度は16,600円】
--	---	----------------------------------

国保加入者ごとの介護分保険料を合計 → 世帯の介護分保険料・・・(C)

* 世帯の賦課限度額は 17 万円【R4年度も同額】

世帯の医療分 保険料 (A)	+	世帯の支援金分 保険料 (B)	+	世帯の介護分 保険料 (C)	=	世帯の年間保険料
-------------------	---	--------------------	---	-------------------	---	----------

杉並区国民健康保険被保険者数の推移

区 人 口			被 保 険 者 数 等					国保加入率	
年 月 日	世 帯 数	人 員	加 入 世 帯 数	被 保 険 者 総 数	一 般 被 保 険 者	退 職 被 保 険 者 等	老 人 保 健 医 療 対 象 者	世 帯	人 員
	世 帯	人	世 帯	人	人	人	人		
S40. 4. 1	197,419	519,824	42,244	107,660	107,660	-	-	21.40%	20.71%
S45. 4. 1	205,911	520,357	55,321	128,750	128,750	-	-	26.87%	24.74%
S50. 4. 1	223,804	531,374	67,656	152,251	152,251	-	-	30.23%	28.65%
S55. 4. 1	225,140	518,962	75,271	158,300	158,300	-	-	33.43%	30.50%
S60. 4. 1	235,275	519,145	82,162	158,302	126,352	9,298	22,652	34.92%	30.49%
H2. 4. 1	248,600	521,570	92,173	161,711	121,217	11,968	28,526	37.08%	31.00%
H7. 4. 1	257,428	512,328	100,855	166,764	118,945	12,299	35,520	39.18%	32.55%
H12. 4. 1	270,999	513,180	118,657	186,334	125,728	14,139	46,467	43.79%	36.31%
H17. 4. 1	287,106	524,819	131,718	202,240	134,373	20,886	46,981	45.88%	38.54%
H18. 4. 1	290,882	528,417	132,110	201,567	133,817	22,609	45,141	45.42%	38.15%
H19. 4. 1	294,893	531,675	132,277	200,430	133,081	24,211	43,138	44.86%	37.70%
H20. 4. 1	299,467	536,657	106,527	155,690	151,145	4,545	-	35.57%	29.01%
H21. 4. 1	302,408	539,584	106,424	155,455	151,081	4,374	-	35.19%	28.81%
H22. 4. 1	302,099	539,211	106,061	154,559	150,206	4,353	-	35.11%	28.66%
H23. 4. 1	301,277	538,703	105,737	153,894	149,171	4,723	-	35.10%	28.57%
H24. 4. 1	301,873	539,482	104,620	151,940	147,560	4,380	-	34.66%	28.16%
H25. 4. 1	300,905	541,253	103,761	149,907	145,888	4,019	-	34.48%	27.70%
H26. 4. 1	303,516	545,210	102,899	147,429	144,049	3,380	-	33.90%	27.04%
H27. 4. 1	307,131	549,998	102,093	145,033	142,045	2,988	-	33.24%	26.37%
H28. 4. 1	311,632	555,897	100,516	140,902	138,765	2,137	-	32.25%	25.35%
H29. 4. 1	316,152	562,065	97,411	134,604	133,397	1,207	-	30.81%	23.95%
H30. 4. 1	319,995	566,551	94,685	128,936	128,422	514	-	29.59%	22.76%
H31. 4. 1	324,066	571,512	92,803	124,909	124,805	104	-	28.64%	21.86%
R2. 4. 1	327,480	576,093	90,309	120,679	120,679	0	-	27.58%	20.95%
R3. 4. 1	326,249	573,375	88,456	117,535	117,535	0	-	27.11%	20.50%
R4. 4. 1	325,481	570,925	85,881	113,141	113,141	0	-	26.39%	19.82%

注 区人口は外国人住民を含む